

ことである。

- (3) 台帳は入手したが、その他にも行政文書があるのであれば、その公開を求める。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

昭和61年 4月 1日以降に作成された、本件工事に係る宅地造成等規制法（昭和36年法律第91号）に基づく宅地造成に関する許可申請書始め関連文書は存在しない。

ただし、昭和42年度当時に作成された、申請書の受付日、許可日等を記載した宅造台帳（以下「本件台帳」という。）は存在するが、本件台帳は昭和61年 3月31日以前に作成されており、条例附則第 2項により条例の対象外である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件工事に係る文書である。

(2) 宅地造成に係る手続

宅地造成の許可を受けようとする者は、宅地造成に関する工事の許可申請書に、施行位置図、地形図等の図面及び書類を添付して、事務担当課である住宅都市局建築指導部開発指導課（以下「開発指導課」という。）に提出する。開発指導課は、当該申請を受け付けると、宅造台帳に記載した後、審査の上、許可書を交付する。

造成工事が施行され、一定段階に至ると、開発指導課の職員が中間検査を行い、造成工事が竣工すると、宅地造成の許可を受けた者は、完了検査申請書を開発指導課に提出する。完了検査後、検査済証が交付される。

これらの手続において作成又は取得される文書の保存期間は、宅造台帳は30年、許可申請書を始めとする宅造台帳以外の文書はそれぞれ 5年である。

- (3) 昭和61年 4月 1日以降の文書について

条例附則第 2 項により、昭和61年 4月 1日以降に作成又は取得した文書が、条例による公開請求の対象となる。本件工事に係る手続は、本件台帳の記載から、昭和43年 3月12日になされたものと認められる。本件公開請求は、本件工事に係る書類の公開を求めるものであることから、その対象は、本件工事に係る許可申請がなされた昭和42年度当時のみならず、その後作成又は取得した文書一切を含む趣旨であると解される。

そこで、当審査会において、条例の対象となる昭和61年 4月 1日以降に作成又は取得された本件工事に係る文書の有無を確認したところ、本件工事に關し、指導等が行われた記録はなかった。

したがって、昭和61年 4月 1日以降には、請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないと認められる。

(4) 昭和61年 3月31日以前の文書について

実施機関が述べているように、許可申請書の受付日、許可日等を記載した本件台帳のみが現存していることから、本件工事は昭和42年度当時に許可されたことが判明している。ただし、宅造台帳は、年度ごとに作成されるものであって、本件台帳は保存期間の30年を過ぎているものの、廃棄処分がなされていない行政文書である。

しかし、本件台帳は、昭和61年 3月31日以前に作成されているので、上記 (3) で述べたとおり、条例により公開請求の対象となる行政文書には該当しない。なお、本件工事に係る許可申請書を始めとする本件台帳以外の文書については、保存期間の 5年を経過しており、廃棄されたものと認められる。

(5) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 7月23日	諮問書の受理
7月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月21日	実施機関の弁明意見書を受理
8月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付

	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月 3日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成22年 2月 9日 (第110回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
4月13日 (第112回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
5月11日 (第113回審査会)	調査審議
6月 4日	答申